

市原市の林業

森林は、木材や林産物の生産だけでなく、国土の保全、水源のかん養、森林生態系の保全、生活環境の保全などの多様な機能を有しており、地域住民が安全な生活をしていくうえで、重要な役割を果たしている。

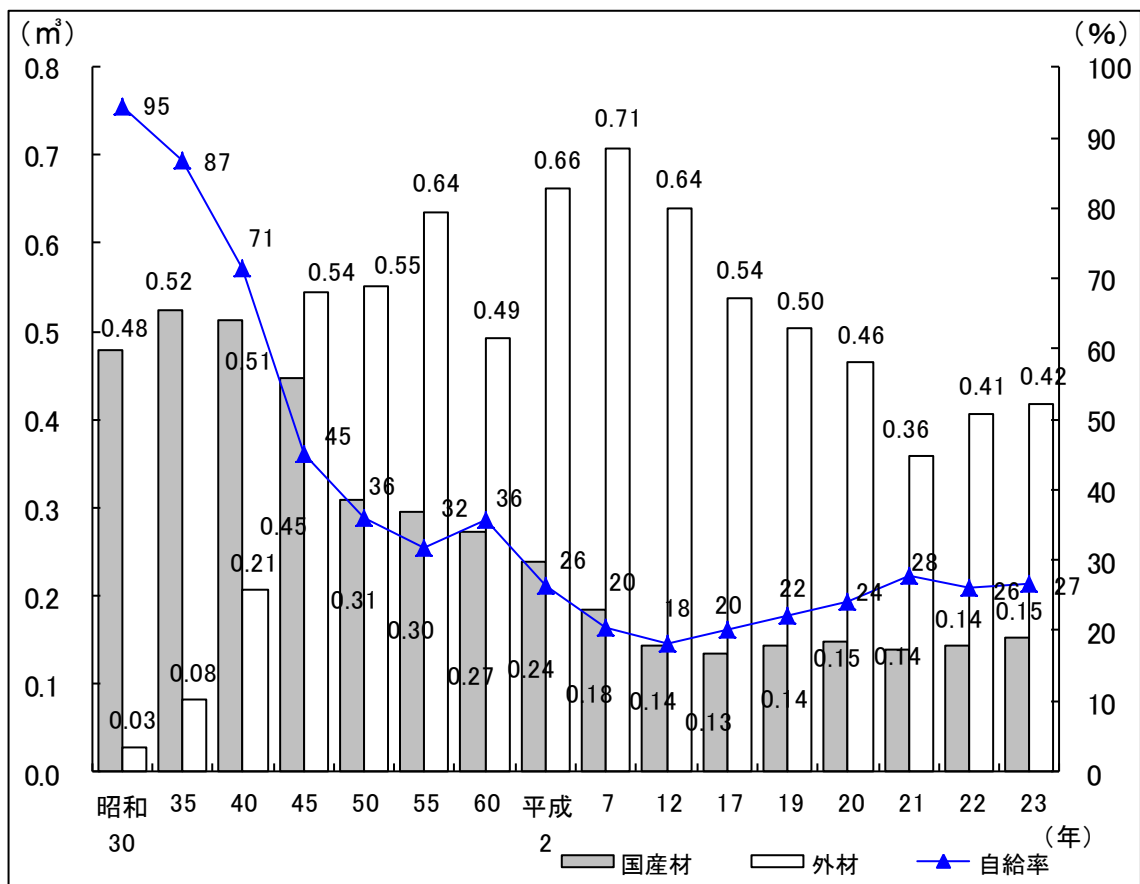
わが国では、木材の特性を活かし様々な用途に応じた利用が図られてきたが、木材に代わる素材の開発や外材の普及に押され、国産材需要や木材価格の低迷が続き、林家の施業意欲が低下したことから、整備の行き届かない荒廃森林が増加している。(図-1、表-1)

また、林業従事者の減少や高齢化が進み、林業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような時勢の中、本市は市域 36,820ha のうち、森林が 13,451ha と市域の約 37% を占めており、豊富な森林資源を保有している。(表-2)

近年、地球温暖化防止の観点からも公益的機能を発揮する健全な森林の育成が求められていることから、国県補助事業等を活用した森林整備に取り組んでいる。

図-1 国民一人当たり製材消費量



農林水産省『木材需給表』、総務省『人口推計』

表－１ 木材価格の推移

(単位：円／m³)

種別 調査年	ヒノキ 正角	スギ 正角	マツ 平角	ヒノキ 中丸太	スギ 中丸太	マツ 中丸太
	10.5cm × 4m	10.5cm × 3m	12cm× 24cm×4m	4m 良材	4m 良材	4m 良材
	1 等	1 等	1 等	径 20～ 28cm	径 14～ 18cm	径 24～ 30cm
2	110,000	61,000	46,200	43,900	22,500	23,800
18	63,417	40,500	45,500	20,000	8,407	—
19	68,000	41,750	53,000	18,333	7,792	—
20	57,250	40,083	43,750	17,667	7,667	—
21	55,700	40,000	47,000	16,958	7,958	—
22	57,167	40,250	51,500	14,583	7,083	—

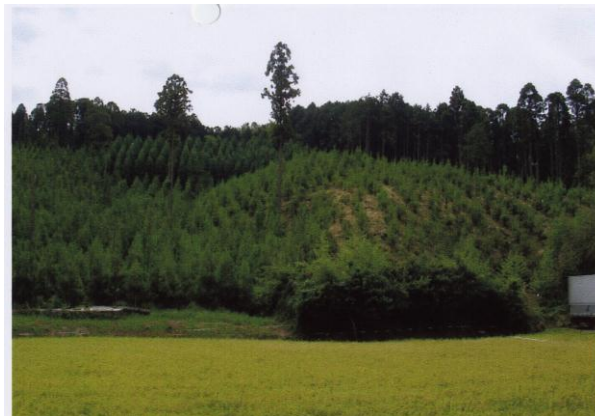
(注) 上記数値は1月～12月の平均値である。

平成22年度 千葉県森林・林業統計書

表－２ 市原市の森林面積と林家数

森 林 面 積	13,451ha	市域の約 37%
人 工 林 面 積	4,327ha	森林面積の約 32% 人工林構成比率 スギ 約 77% ヒノキ 約 14% マツ 約 3% クヌギ等 約 6%
天 然 林 面 積	6,271ha	森林面積の約 47%
竹 林 そ の 他	2,853ha	森林面積の約 21%
林家数(1ha以上保有林家)	912戸	

平成22年度 千葉県森林・林業統計書、2005年 農林業センサス



造林実施状況

I. 林業の振興と森林の保全

木材は、調湿作用や防ダニ効果といった特徴を持ち快適な居住空間を提供すること、鉄などの鉱業製品に比べ少ないエネルギーで製造でき加工が容易であることから、環境への負担が少ない資源である。

このような木材の特徴を活かし、かつ国産材の利用拡大を社会全体で進めていくことにより、林業生産活動が促進されると同時に森林整備にもつながっていく。

そこで、本市においては、林業の振興を図るため植林や間伐などの事業を実施するとともに、森林の持つ機能に応じた整備を計画的に推進し、その保全を図っている。

また、林道整備や治山事業を実施するとともに、保安林の指定を行い森林の持つ公益的機能を最大限に発揮するため、造林事業等を実施し、優良森林の造成に努めている。

(表 I - 1)

表 I - 1 林業の振興と森林の保全に係る事業実績 (単位：ha・補助金額：千円)

事業名	事業内容	作業内容					
		業種	年度				
			19	20	21	22	23
造林事業	森林資源の基本である植林を適正に実施し、資源の増大を図る。	造林	0.31	4.14	1.32	2.17	1.39
		補助金額	49	317	99	167	104
里山エリア再生交付金事業	緑豊かで美しい里山を形成するために森林整備を実施する。	造林	2.15	1.70	1.73	—	—
		枝打	0.94	—	—	—	—
		下刈	10.03	11.74	6.34	—	—
		除間伐	3.52	—	—	—	—
		補助金額	564	423	436	—	—
流域育成林整備事業	流域における育成林の整備推進を図る。	造林	—	—	—	0.69	—
		下刈	—	—	—	5.13	—
		間伐	—	—	—	0.54	—
		補助金額	—	—	—	235	—
森林環境保全直接支援事業	森林資源を活用し持続的な森林経営の実現を図る。	下刈	—	—	—	—	5.83
		補助金額	—	—	—	—	139

事業名	事業内容	作業内容					
		業種	年度				
			19	20	21	22	23
森林機能強化対策事業	森林の適正な整備を行い、樹木の健全な成長を促進し、優良な森林を造成する。	下刈	3.91	4.76	7.50	4.07	—
		枝打	5.25	4.53	2.10	1.97	—
		間伐	2.80	3.10	0.00	1.63	—
		間伐材搬出(m ³)	128	65	0	0	—
		補助金額	2,483	1,923	885	694	—
森林整備事業	森林の適正な整備を行い、樹木の健全な成長を促進し、優良な森林を造成する。	造林	—	—	—	—	0.77
		下刈	—	—	—	—	3.77
		枝打	—	—	—	—	3.63
		間伐	—	—	—	—	2.34
		補助金額	—	—	—	—	1,202
サンプスギ林再生事業	サンプスギに非赤枯溝腐病の被害が拡大しているため、同病の発生源となっている被害木を伐倒、駆除を行うとともに伐倒跡地に植林を行い、下刈等の保育管理に努めることにより、健全で活力ある森林の造成を図る。	伐倒	6.73	6.74	5.87	—	—
		下刈	5.39	3.33	1.08	—	—
		再造林	1.84	3.33	1.83	—	—
		樹下植栽	—	—	—	—	—
						—	—
		補助金額	11,856	8,194	8,143	—	—
被害森林再生・資源循環促進事業	病虫害又は気象災害の被害を受けた森林の機能回復・再生を図るため、被害を受けた森林の間伐或いは皆伐、伐った木の搬出、皆伐した後の植栽を行う。	再造林	—	—	—	0.57	0.62
		伐倒	—	—	—	1.41	1.06
		運搬(m ³)	—	—	—	150	83
		補助金額	—	—	—	1,745	633
森林整備地域活動支援交付金(補助金)	森林施業の実施に不可欠な森林の現況調査やその他の地域活動を支援し、適切な森林整備を推進する。	対象森林面積	72	72	149.14	64.91	44.07
		補助金額	360	360	1,126	325	354

事業名	事業内容	作業内容					
		業種	年度				
			19	20	21	22	23
子ども達の森林体験活動事業	子ども達自らが林業就労の体験をするとともに、森林機能、環境保全等森林の持つ多面的機能の総合的な理解を促す。	林業体験	林業体験(間伐)2回	林業体験(間伐)2回	林業体験(間伐)2回	林業体験(間伐)3回	中止(放射能の影響により)
		事業費	62	100	86	292	—
里山活動推進事業	市内の里山活動団体を対象に、里山整備に要する経費の一部を補助する。 また、「市原の里山を守る交流会」を開催し、市内の里山活動団体間の連携を図る。	補助団体数	—	—	—	—	2
		補助金額	—	—	—	—	200
		交流会開催回数	—	—	—	1回	3回
間伐材利用促進事業	市場出荷の手数料等の助成を行い、間伐材の有効利用を図る。	市場出荷量(m ³)	238	238	217	214	204
		補助金額	475	475	428	428	400

Ⅱ. 林道の整備及び維持管理

1. 林道の設置目的

林道は、木材やシイタケなど林産物の搬出や森林の保全管理を効率的に行うための基幹施設として、設置されたものである。

また、近年では地域住民の生活道路としての役割も果たしている。

本市の林道整備状況については、その殆どが南西部の山間地域に位置している。(表Ⅱ-1)



林道より木材を搬出している様子
(林道山口線にて)

2. 林道の維持管理

開設された林道の維持管理については、利用者の利便と安全な通行を確保するため、巡視や除草・側溝清掃等を主として、千葉県森林組合市原支所に委託している。

また、「市原市林道の管理に関する条例」に基づき、林道機能の保全と通行の安全を図るため、路線によっては、大型自動車の通行を禁止又は許可制としている。

3. 林道の未登記整理

林道は、林業経営の利便性が図られる性質上、用地は基本的に寄付行為により、関係地権者の協力を得ながら登記を実施している。

※ 「市原市林道の管理に関する条例」のあらまし

- ① 林道の路線によっては、構造上大型車の乗り入れを禁止し、その他維持管理上必要性がある場合は、通行禁止又は通行の制限措置を講じることができる。(第5条)
- ② 一部の路線にあつては、林業以外の事業目的で大型車を通行させようとする者に対して、その通行を許可制とする。(第6条)
- ③ 許可内容に違反した場合、許可の取消処分を行うことができるよう事業者の通行状態について調査を行うことができる。(第7条)
- ④ 林道の損傷及び土石等の放置行為を禁止する。(第11条)
- ⑤ 林道に、工作物若しくは施設を設置する場合は、占用許可を執る。(第12条)
- ⑥ 通行禁止措置に違反し、若しくは許可を受けずに通行した場合に、通行した者及びさせた者に対し、刑罰を科することができる。(第15条、第16条)

表Ⅱ－1 市原市営林道一覽表

(平成24年7月1日現在)

No.	路 線 名	幅 員(m)	延 長(m)	備 考
1	朝 生 原 線	6.0	1,471	
2	月 崎 大 久 保 線	4.0	6,379	
3	山 口 線	4.0	2,299	
4	根 向 線	4.0	2,385	
5	古 敷 谷 徳 氏 線	4.0	2,089	
6	女 ヶ 倉 線	3.6～4.0	3,425	
7	柿 木 台 線	3.6	1,950	
8	大 久 保 線	4.0	340	
9	乙 女 線	3.0	310	
10	月 崎 1 号 線	3.0	1,404	
11	月 崎 2 号 線	3.0	522	公園緑地課管理
12	月 崎 3 号 線	3.0	2,111	
13	牛 堀 線	3.0	2,257	
14	加 茂 線	3.0	758	
15	西 沢 線	3.0	1,461	
16	安 場 線	3.0	718	
17	水 足 線	3.0	502	
18	石 神 線	3.0	1,220	
19	大 地 蔵 線	3.0	500	
20	丹 原 線	4.0	344	総延長 L = 4,272m 袖ヶ浦市管理：L = 1,565m 木更津市管理：L = 2,363m
21	音 信 山 線	4.0	2,607	総延長 L = 6,207m 木更津市管理：L = 3,600m
22	米 田 線	4.0	609	総延長 L = 1,243m 袖ヶ浦市管理：L = 634m
23	万 田 野 線	4.0	2,433	総延長 L = 4,102m 君津市管理：L = 1,669m
計	23 路線		38,094	

Ⅲ. 治山事業

治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する山崩れや地すべり等の災害から、市民の生命・財産を守るとともに、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等、安全で住み良い国土の保全・整備を図るため実施している。(表Ⅲ－１)

また、治山事業については「公共治山事業」として、県が実施している。

表Ⅲ－１ 予防治山事業

年 度	施 工 箇 所	施工面積 (h a)	工事概要
15	小田部字殿ヶ谷	0.10	山腹工
	安須字上ノ山	0.04	〃
	万田野字畑下	0.06	〃
16	金剛地字辺田山	0.14	〃
	万田野字水足	0.10	谷止工
	奥野字房前	0.18	山腹工
17	東国吉字南田	0.10	〃
	万田野字水足	0.36	谷止工
18	安須字要害	0.30	山腹工
	深城字麦有田	0.10	〃
19	栢橋字鞆戸	0.10	〃
20	東国吉字大門	0.10	〃
	片又木字山王	0.15	〃
	勝間字宮ノ台	0.10	〃
	米原字宮田	0.06	〃
21	東国吉字大門	0.30	〃
	片又木字山王	0.13	〃
	真ヶ谷字丸山	0.04	〃
22	東国吉字大門	0.10	〃
	真ヶ谷字丸山	0.10	〃
23	金剛地字田麦	0.20	〃
	真ヶ谷字丸山	0.08	〃
	東国吉字大門	0.10	〃

※ 山腹工

土留工、張芝工、植栽工等により山林の安定を図ります。

※ 谷止工

谷川における治山ダム工事により崩落の発生を防止します。

IV. 林地開発行為

知事が樹立する地域森林計画の対象となる私有林内において、開発行為をしようとする者は、森林法の定める手続きに従い、知事の許可を受けることになっている。

林地開発行為と伐採届等との関係

地域区分	行 為	面 積 等	手 続 き	担 当 窓 口
地域森林計画 対象私有林	開 発 (土地の 形質変更)	0.3ha未満	森林法による伐採届	市（農林業環境整備課）
		0.3ha以上 1.0ha以下	県条例による届出 森林法による伐採届	県（中部林業事務所） 市（農林業環境整備課）
		1.0ha超え	林地開発許可	県（中部林業事務所）
	連絡調整（国又は地方 公共団体実施）		県（中部林業事務所）	
	立木伐採	面積に関わら ず全てが対象	森林法による伐採届	市（農林業環境整備課）
【林地開発等に係る問合せ先】 千葉県 農林水産部 森林課 森林保全室 ☎043-223-2955 千葉県 中部林業事務所 森林管理課 住 所：〒299-1152 君津市久保 5-1-3 ☎0439-55-4970				
【伐採届に係る問合せ先】 市原市 経済部 農林業環境整備課 ☎0436-36-5661				